

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業 事業者選定基準 質問回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2	I		5		※1:市内事業者とは	市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者（本市と災害時における応急対策業務等に関する協定書を結ぶ協会等に所属する市内事業者を含む）と定義されていますので、協定書締結のない市内業者も認められると認識しました。	お見込のとおりです。ただし、参加資格要件は満たしてください。